

指定緊急避難場所の取消しについて

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の6の規定に基づき指定緊急避難場所を次のように取り消したので、告示する。

令和6年3月8日

杵築市長 永松 悟



指定緊急避難場所

NO	施設・場所名	避難対象とする異常な現象の種類							想定 収容人数 (単位：人)
		洪水	崖崩れ 土石流 地滑り	高潮	地震	津波	大規模 な火事	内水 氾濫	
1	熊丸公民館前広場					1			1,000
2	菊本公民館	1	1					1	20
3	老人保健施設しおはま	1	1					1	50
4	明見宮草場公民館	1	1					1	20
5	熊野幼稚園	1	1					1	20
6	東光寺	1	1					1	20
7	野辺区公民館	1	1					1	20
8	松栄保育園	1	1					1	50
9	日吉神社	1	1					1	20
10	小武神社	1	1					1	20
11	風の郷	1	1					1	50
12	市営山香第2体育館	1	1					1	50
13	内河野公民館	1	1					1	20
14	小内原集会所	1	1					1	20
15	船生活改善センター	1	1					1	20
16	平山公民館	1	1					1	20
17	那留公民館	1	1					1	20
18	願教寺	1	1					1	50
19	山浦地区老人憩いの家	1	1					1	20
20	石丸公民館	1	1					1	20
21	南俣水老人憩いの家	1	1					1	20
22	産霊社	1	1					1	20
23	平山生活改善センター	1	1					1	20